

乗務基準（一般貸切旅客自動車運送事業）

1. 安全、確実かつ迅速に運輸を遂行する。
2. 親切、丁寧を心掛け、旅客本位の業務に務める。
3. 服装を清潔にし、運転操作に円滑を欠くおそれのある服装をしないこと。
4. 車両の適正な管理にあたる。
5. 旅客の生命を保護するための処置は第一にしなければならない。
6. 酒気を帯びて乗務してはならない。
7. 旅客のいる車内で喫煙してはならない。
8. 運行時刻前に発車してはならない。
9. 旅客を運送走行中に職務に不必要な話をしてはならない。
10. 疾病、疲労、飲酒、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがある時は、その旨を会社・運行管理者に申し出ること。
11. 事業用自動車の運行中、当該自動車の重大な故障を発見したときは直ちに運行を中止すること。
12. 坂道において車両から離れるときは旅客を降車させること。
13. 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。
14. 車両の故障により踏切内で運行不能となった時は、旅客を誘導して避難させ、列車に対し防護措置をとること。
15. 乗務中、運行指示書を携行すること
16. 日常点検を実施して、報告をすること。
17. 乗務前および乗務終了後に事業者が行う点呼を受け、報告をすること。
18. 乗務記録（運転日報）を記入して終業時に提出すること。
19. 運行記録計を装着運行し、終業時に提出すること。
20. 旅客のいる車内に持込制限ある火薬類、引火性液体、刃物等を持ち込んではいない。

群馬福祉交通株式会社